

議案第84号

地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について

地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月26日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行により、条例で定める地域包括支援センターの職員等に係る基準について改正する必要があるため、この案を提出する。

地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

(1)～(3) (略)

(新設)

2 前項 の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一つの地域包括支援センターを設置する必要があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前項</u> 第1号から第3号までに掲げる者の中から1人または2人
おおむね1,000人以上	<u>前項</u> 第1号から第3号までに掲げる者の中から

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項の第1号から第3号までに掲げる者の中から2人とする。

3 第1項 の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一つの地域包括支援センターを設置する必要があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項</u> 第1号から第3号までに掲げる者の中から1人または2人
おおむね1,000人以上	<u>第1項</u> 第1号から第3号までに掲げる者の中から

上2,000人未満	ら2人(うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	上2,000人未満	ら2人(うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	<b>前項</b> 第1号に掲げる者のうち1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	<b>第1項</b> 第1号に掲げる者のうち1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。